

# GOGO NEWS

## すいた市議会報告

No. **8**  
2007.January

吹田市議会 すいた市民自治 いけぶち佐知子  
〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号  
TEL:06-6384-1231 (代表)FAX:06-6387-4861  
E-mail : gogo@net.email.ne.jp  
URL http://www.すいた.net/

目次



### '06年12月議会質問項目

- 市政の透明化推進と公正な職務執行 (1)
- 非常勤職員採用を全て公募にすべき (2)
- 後期高齢者 (75歳以上高齢者) 医療制度 (2)
- 水道料金が安くなります (3)
- 年金受給者への社会保険料控除 (3)
- 歩道の透水性あるいは保水性舗装 (3)
- 風致地区と景観 (4)
- 活動日誌 10月~12月 (抜粋) (4)

39,000部発行

## 市政の透明化推進と公正な職務執行

福島県、和歌山県、宮崎県と知事の不幸事が続いています。当初、古い談合体質からの脱却、刷新の知事ともてはやされたにもかかわらず、やはり同じ地位に長くとどまると政治にもよどみを生むのでしょうか。

さて、吹田市では2006年7月、不当要求行為等防止に関する要領を策定し、不当要求行為等防止対策委員会（以下、防止対策委員会と略す）を設置したとのこと。

誰が見ても明らかに不正行為、不当要求行為である場合は別として、えてして悪魔は善人の顔をしてやさしい声でささやきかけてくるものです。

質問

服務規律の確保や公務員倫理研修など、法令順守の徹底を図っているとのことですが、さらに、市政の透明化推進と公正な職務執行を担保するために、職員に対する要望等に対する基本的な対応方針や具体的な取扱、記録、第三者の審査機関の設置や運用状況の公表などを盛り込んだ条例を策定する必要があると考えますが、いかがですか？

回答

事務処理規定等に基づく適正なチェック機能や監査委員による審査・監査機能に加えて、2005年度導入の電子入札制度や防止対策委員会の設置など、公正な職務執行を図るシステムの整備を行ってきました。

不当要求があった場合には、職員は所属長に対して報告し、所属長は必要な措置を講じるとともに、記録にとどめた上で報告書を作成し、防止対策委員会に報告します。組織内において職員相互のチェック機能が働くようなシステムや制度について、今後とも研究、検討していきます。

明らかに不当要求と当事者がわかっている場合は、今のシステムでも対応できるでしょう。しかし、不当であるか否かの判断が難しいときのほうが多いのではないのでしょうか？すでに、いわゆる口利き条例を策定している先進自治体では、とにかく働きかけがあった場合には記録にとどめており、記録として残ることが不当要求の抑止に有効です。不幸事が起こってから対応するのではなく、未然防止がポイントです。



### いけぶち佐知子事務所

毎週月・木曜日 第2・4金曜日  
いずれも10時から  
16時まで  
市政相談も受付けています  
お気軽にお越しください

OPEN

〒565-0851  
吹田市千里山西5-2-5アクネビル2F  
TEL06-4861-7418 FAX06-6387-4861  
E-mail: gogo@net.email.ne.jp



## 非常勤職員採用を全て公募にすべき

吹田市役所には教育委員会、市民病院、水道部を含めて非常勤職員が600人弱います。いけばちも議員になる前は吹田市の非常勤職員として働いており、当然、非常勤職員選考試験（そのときは、適性試験・作文・面接がありました）を経て採用されました。

しかし、非常勤職員の一部の人は元市職員あるいは教職員であったということで、選考試験を経ずに採用されています。

### 質問

非常勤職員といっても市民から見れば同じ市職員です。有能な人材を発掘、採用するためには、どの非常勤職員であっても広く公募し、選考試験を経て採用すべきではないでしょうか。

### 回答

12月1日現在非常勤職員は569人おり、その内、公募によらず採用しているのは112人です。採用は公募を原則としつつ、円滑に業務を遂行するために、豊富な行政経験や高度な専門的知識を必要とする職務、職責に限り、市職員退職者から選考し採用しています。

今後は、市民サービスの向上を図るために多様な人材を確保する観点から、民間活用など幅広く調査、検討していきます。

公募を原則としつつ、公募でない割合は2割もあります。市職員退職者を採用するのがいけないと言っているわけではありません。市職員退職者も含めた中から選考することで、より良い人材を確保できるのではないのでしょうか？また新たな人材を確保することが組織の活性化や市民サービス向上につながると思います。

## 後期高齢者（75歳以上高齢者）医療制度

後期高齢者（75歳以上高齢者）の医療費は、医療費総額の中で高い割合を占めています。医療費負担の世代間の公平化を図ることを目的に、平成21年度（2009年度）から後期高齢者（75歳以上高齢者）医療制度として都道府県単位で広域連合を設置し運営することになりました。

広域連合で運営することにより、各自治体で運営するよりも後期高齢者数が当然多くなり、高額医療費の負担をより多くの人数で担うことが出来るというスケールメリットがあります。一方、自治体独自の助成や減免制度は実施できなくなり、また、広域連合の運営状況や予算執行状況などが各自治体からは直接チェックしたり、審議したり出来ないというデメリットがあります。

### 今回、質疑を通して以下の点を広域連合設置に際して吹田市から提案するよう要望しました。

- 広域連合の事務運営費が高まないように、広域連合長および広域連合議会議員報酬を無報酬あるいはできるだけ小額とすること
- 被保険者（後期高齢者）も入った運営協議会を設立すること
- 広域連合の運営あるいは予算執行に関する報告を、かならず各自治体に行うこと

## 後期高齢者医療制度とは

### —2008年4月から始まる、75歳以上の後期高齢者を対象とする医療制度—

後期高齢者の心身の特性や生活実態などを踏まえた、独自の診療報酬体系が設定される。財源構成は、患者負担を除き、公費（約5割）、現役世代からの支援（約4割）のほか、後期高齢者から広く薄く保険料（1割）を徴収する。したがって、これまでは被用者保険の被扶養者であったため保険料負担のなかった人も負担することになります。（経過措置はあります）この保険料は、基本的には特別徴収（年金からの天引き）によって各自治体が徴収し、財政運営は全市町村が加入する都道府県単位の広域連合が担当します。

現役世代からの支援は、国保・被用者保険の加入者数に応じた支援とし、世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める後期高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、それぞれの負担割合を変えていく仕組みを導入することですが、高齢者の保険料による負担割合（1割）は高まり、現役世代の支援の割合は、約4割を上限として減っていくことになります。

## 水道料金が安くなります

最近、洗濯機や食器洗い機など節水型家電が増えてきたこと、核家族化や高齢者・若者の一人暮らしが増えてきたこと、環境への影響を考え節水意識が増してきたことなど、市民の水道使用量が減少しています。これらのことから、環境配慮から節水意識の高い市民へのインセンティブを働かすことや、高齢者世帯の負担軽減のためにも基本水量の引下げを行うべきではないかと、以前より決算審査時に意見を述べてきました。そしてとうとう、大阪府内でも安いと言われている吹田市の水道料金がさらに実質値下げとなりました。

### 1. 少量使用者にとって値下げ（基本料金見直し）

現  
行

基本料金=10立方メートルで770円

改  
定  
後

基本料金=6立方メートルで650円  
(10立方メートルまで)  
1立方メートル増えるごとに30円プラス

### 2. 大量使用者についても値下げ（最高単価引下げ）

現  
行

1000立方メートルを超える分につき  
1立方メートル当たり350円の超過料金

改  
定  
後

300立方メートルを超える分につき  
1立方メートルあたり310円の超過料金

### 3. 口座振替についても値下げ

2007年10月検針分から口座振替納付1回あたり50円を割引する制度を導入

### 4. 2007年10月から料金算定に日割り計算方式を導入

### 5. 宅内修繕工事の廃止

2007年4月から、市の直営による住宅内修繕工事を行わず、今後は民間事業者に任せることになりました。

1～5いずれの改定も賛成しましたが、建設常任委員会の審議の中で、「民間水道工事事業者は市民からの工事依頼を断ることがないようにすること」「安心して工事を任せられるよう事業者に指導すること」との意見を述べました。

## 年金受給者への社会保険料控除

一般に、被雇用者は年末調整、自営業者は確定申告によって社会保険料などの控除をし、税金額を確定します。しかし、収入が公的年金等のみの人は市役所で住民税の申告をすると控除されますが、何もしなければ控除されません。申告をしなかったために必要以上の住民税を支払っている人がいます。

そこで、申告漏れがないようにもっと広報すべきではないか、と質問しました。回答は、未申告によって控除できていない人には納税通知書にも説明しているが、今後ももっとPRしていきたいとのことでした。

なお、申告は確定申告時期でなくてもできますし、5年前まで遡って申告することができます。収入が公的年金等のみで、まだ申告していない方はぜひ一度、市役所2階の税制課窓口までご相談ください。

## 歩道の透水性あるいは保水性舗装

質  
問

ヒートアイランド現象の抑制のために歩道の舗装を透水性あるいは保水性にしてはどうか？

回  
答

1999年度から2005年度までの7年間で市内歩道部106路線約25万平方メートルの透水性舗装を行っています。保水性舗装コストは透水性の約3倍かかるので現在施工したことはありません。

質  
問

透水性・保水性舗装をすることで街路樹の根による押し上げひび割れ防止効果があるとききます。街路樹のあるところを優先的に舗装してはどうでしょうか？

回  
答

透水性舗装による押し上げひび割れ防止効果は実績期間も短く、現時点では有効性の検証ができていません。歩道及び園路については老朽化した路線から順次、透水性舗装に更新していきます。

透水性舗装が環境に良いとわかっていても高コストがネックになってなかなか広がっていきません。利用が増えるとコストも安くなりますし、コストが安くなれば利用も増えます。すぐに効果が見えないことに、どれだけのコスト(投資)ができるか？やはり政策として進めていくことが必要です。

## 風致地区と景観

**質問**

風致地区内で新築する場合、「建築物の位置、形態及び意匠はその土地及びその周辺の土地の区域の風致と著しく不調和でないこと」と大阪府条例で定められています。しかし、「著しく不調和でない」の表現では評価基準があいまいです。今ある景観アドバイザー制度を活用し、とくに影響が大きい外壁の色彩についてチェックできるようにしてはいかがでしょうか？

**回答**

色彩関係について、2006年度以降、大阪府内の風致地区担当部署によって検討を行っています。

**質問**

景観要綱や景観アドバイザー制度をよりパワーアップするべきではないでしょうか？ また、市民がもっと主体的にかかわる仕組みにしてはどうでしょうか？

**回答**

現在、景観形成地区指定を2箇所行い、また大規模建築物等の届出協議によって景観形成の誘導・規制を行っています。今後、さらに景観行政を推進するため都市景観条例の制定に取り組んでいきます。

また、景観アドバイザー制度のあり方やアドバイスに対する実効性の向上などを検討していきます。

景観形成地区指定や各地域の景観情報の提供、意識啓発、合意形成やまちのルール作りに向けた相談、支援、調整に努めていきます。

風致地区内で外壁がストライプ柄の賃貸住宅建設計画がありました。建築許可は受けているけれど、周辺の風致には不調和であるので外壁の色を考え直してほしいと地域住民が申し入れました。調べてみると許可申請書には外壁はベージュと書かれ、ストライプ柄の記載はありませんでした。そこで、再度、行政が事業者には指導、調整した結果、ストライプ柄をやめ、ベージュ色にすることになりました。めでたしめでたし

## 活動日誌 10月～12月 (抜粋)

### 10月

3日 本会議 討論採決  
16日 決算審査特別委員会  
19日20日 地区福祉委員会  
22日 ルア・フェリス(千里山平和市)  
26日31日 決算審査特別委員会

### 11月

1日 消防庁舎竣工式典  
2日 決算審査特別委員会  
3日 文化の日表彰式典  
千里新田公民館20周年記念式典

4日5日 千二公民館文化祭  
11日 佐井寺公民館20周年記念式典  
12日 千三公民館・山手公民館文化祭  
14日 吹田操車場跡地等利用対策特別委員会

16日17日 地区福祉委員会  
17日 議員研修会

### 12月

2日 障害者のつどい  
4日 すいた市民自治会派要望

6日 議会 提案説明  
10日 人権フェスティバル  
13日14日 議会 代表質問  
15日18日 議会 個人質問  
19日 建設常任委員会  
20日 市政報告会  
21日 議会基本条例特別委員会の傍聴  
22日 都市計画審議会  
26日 議会 討論採決

議員報酬公開 2006年10月～12月

| 収入               |           | 支出       |           |
|------------------|-----------|----------|-----------|
| 議員報酬             | 1,950,000 | 所得税・市府民税 | 528,156   |
| 期末手当             | 1,813,500 | 共済・互助会   | 345,450   |
| 審議会等委員報酬         | 0         | 事務所家賃    | 150,000   |
| 年末調整             | 220,716   | 事務所光熱水費  | 8,544     |
| 預金引出             | 0         | 事務所通信費   | 84,508    |
| 預金利息             | 0         | 事務所人件費   | 130,500   |
| 前期繰越             | 649,421   | 事務雑費     | 335,957   |
| 議員報酬             |           | 活動費      | 48,091    |
| 月65万円×3ヵ月        |           | 交通費      | 47,660    |
| 期末手当             |           | 応援団へ     | 195,000   |
| 65万円×2.325ヵ月×1.2 |           | 生活費      | 1,331,250 |
| 収入計              | 4,633,637 | 支出計      | 3,205,116 |
|                  |           | 次期繰越金    | 1,428,521 |

- 「すいた市議会報告」は、一人でも多くの方に市政に関する情報をお伝えし、皆様の声を市政に反映させるために、政務調査費を使って発行しています。年4回発行する市議会報告の配布にご協力いただける方はお声をかけてください。よろしくをお願いします。
- Eメール通信(火、土発信)、FAX通信(月1回程度)をご希望の方は、メールまたはFAXでお知らせください。

この「すいた市議会報告」は39000部作成し、1部あたりの印刷単価は約3.5円です。